

別紙1「タブレット活用のルール」に反して、学習者用コンピュータ（タブレット端末）を紛失や破損した場合、重大な過失となります。

< 別紙1「タブレット活用のルール」に反した場合とは >

- (1) 授業中の指示とは異なる取り扱い、操作をしての破損・故障
- (2) 登下校中の紛失
- (3) 登下校中にタブレットをカバンから出しての破損・故障
- (4) 自宅貸し出し中の紛失
- (5) 自宅貸し出し中に落下させたり、他の物にぶつかったりしたことによる破損・故障
- (6) 自宅貸し出し中に、水または飲み物等でぬらしたことによる破損・故障
- (7) その他、以下のような不適切な取り扱いによる破損・故障
 - ・タブレットをもったまま走って、落下させたり、周りの物にぶついたりする。
 - ・直接地面に置き、上から物を載せたり踏んだりする。
 - ・水飲み場や洗面台、風呂場など、湿気や水分の多い場所で使用する。
 - ・指や専用ペン以外の物でタブレットに触れる。
 - ・磁石に近づける。

※ 万が一、学習者用コンピュータ（タブレット端末）を紛失や破損した場合は、学校に御相談ください。